

可児市暴力団排除条例の制定について（概要）

【制定理由】

暴力団は、市民生活の場に深く介入し、暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

このため県においては平成 23 年 4 月 1 日に岐阜県暴力団排除条例を施行し、これにより、県・県民・事業者が行う具体的な取り組みを規定し、さらに罰則規定を設けています。

その後市町村に対して、県警と市町村との連携強化による暴力団の排除をめざすため、県から市町村暴力団排除条例制定のはたらきかけがありました。

そこで可児市においても暴力団排除条例を制定し、その中で基本理念を定め、市、市民等の役割を明らかにすることにより、市民、事業者及び行政が一体となって、暴力団の動向を監視し、暴力団を寄せ付けず、安全で平穏な市民生活の確保や社会経済活動の健全な発展に寄与することをめざします。

これにより市条例と県条例がお互いを補完しあうことで、暴力団の排除に向けた取り組みを強化していきます。

【施行予定日】

平成 24 年 10 月 1 日

【条例の概要】

◇目的

第 1 条 この条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。

◇定義

第 2 条 この条例における用語の定義を規定したものです。

◇基本理念

第 3 条 可児市からの暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

◇市の責務

第 4 条 市の責務として、市民等の協力を得ること及び公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター等と連携を図ることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを規定したものです。

◇市民等の責務

第5条 暴力団の排除を推進していくための市民等の取り組み方及び市が実施する施策への協力や情報提供など市民等の責務を規定したものです。

◇市の事務及び事業における措置

第6条 市が実施する事務又は事業が暴力団を利することとならないよう、市が行うべき措置について規定したものです。

◇公の施設の使用における措置

第7条 公共施設において暴力団による義理かけ行事、各種興行等が開催されることを阻止し、暴力団の資金源の封圧等を図る観点から、各種公共施設を暴力団員等に利用させないための必要な措置を規定したものです。

◇市民等に対する支援

第8条 市民等が暴力団事務所の撤去運動等の暴力団の排除活動を実施する場合などにおける情報の提供その他の必要な支援を行うこと及び関係者の安全を確保することを規定したものです。

◇青少年に対する指導等

第9条 青少年の暴力団への加入及び暴力団犯罪からの被害を防止して、青少年の健全な育成を図るため、市民等が社会の中で、青少年に対して講ずべき措置を規定したものです。

◇利益の供与の禁止

第10条 市民及び事業者が、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与を禁止することを規定したものです。

◇祭礼等からの暴力団の排除

第11条 花火大会等の行事から暴力団を排除するため行事主催者等の取組を規定したものです。

◇委任

第12条 この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることについて規定したものです。

◇附則 この条例の施行日を規定したものです。